証券コード　7849
平成28年３月10日

株　主　各　位

東京都江戸川区中葛西五丁目33番14号
スターツ出版株式会社
代表取締役社長　菊　地　修　一

第３３期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成28年３月24日（木曜日）の午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都中央区日本橋三丁目４番10号
　　スターツ八重洲中央ビル　７階　会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　第33期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役６名選任の件
　　第３号議案　監査役４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://starts-pub.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会終了後、株主懇親会の開催を予定しております。株主の皆様と当社役員との懇親の機会をもたせていただきたく、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、雇用・所得環境の改善など、景気は緩やかな回復基調で推移する一方、中国を始めとするアジア新興国における景気の減速感などが国内景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行き不透明な状況が続きました。

一方、当社が属する出版業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末等の普及により情報伝達手段の多様化が進み、紙メディアの市場は近年においてさらに縮小してきております。このような環境の中で、当社は「感動プロデュース企業へ」という企業ビジョンを具現化する中期戦略に基づき、「東京マーケティングドメイン」、「投稿コンテンツドメイン」、「地域密着ドメイン」の３つの事業ドメインにおいて、経営資源の「選択と集中」を図ってまいりました。

このような営業活動の結果、当事業年度の売上高は40億90百万円（前期比1.8％減）、営業利益は２億16百万円（前期比19.6％減）、経常利益は２億69百万円（前期比10.4％減）、当期純利益は１億60百万円（前期比12.8％減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

＜東京マーケティングドメイン＞

東京マーケティングドメインにおきましては、東京圏で、オリジナルのマーケティング・モデルを創造するという戦略のもと、「厳選店舗マーケティング」と「体験価値マーケティング」を軸に事業を展開してまいりました。

「厳選店舗マーケティング」は、当事業年度末現在で約230万人の会員数を有する女性向けウエブサイト「オズモール」の成功報酬型の送客サービス「オズのプレミアム予約」シリーズを中心に展開し、独自基準で厳選したビューティーサロン、ホテル、レストランなどの利用予約サービスを提供しております。当事業年度においては、レストラン予約サービスに、

朝食ブッフェや夜カフェ予約、季節限定のビアガーデン予約や牡蠣食べ比べ予約などを拡充し好評を博しており、前期と比較して売上は堅調に推移しております。「体験価値マーケティング」では、「オズモール」や女性向けライフスタイル誌「オズマガジン」、フリーマガジン「メトロミニッツ」などのメディア展開とオリジナルイベントを組み合わせたソリューションビジネスを展開しております。前期と比較して、雑誌の販売売上につきましては市場縮小の影響もあり減少しておりますが、広告売上につきましては前期より引き続き注力しております地方自治体などをターゲットにした「旅」、商業施設などをターゲットにした「街」をテーマにした広告商品が奏功し増加しております。

このような営業活動の結果、東京マーケティングドメインの売上高は29億54百万円（前期比0.2％減）、営業利益は２億23百万円（前期比17.4％増）となりました。

＜投稿コンテンツドメイン＞

投稿コンテンツドメインにおきましては、ターゲット別小説投稿サイトの運営と書籍の発行を継続的に行っております。ターゲット別小説投稿サイトにおきましては、若年層向けのケータイ小説投稿サイト「野いちご」（会員数：64万人）と20代から40代の女性向けの小説投稿サイト「Berry's cafe」（会員数：46万人）を運営しております。当事業年度におきましては、両サイトともにスマートフォンアプリのダウンロード数とＰＶ数が増加し、広告売上は順調に増加しております。書籍の販売売上につきましては、若年層向けの「ケータイ小説文庫」は市場縮小の影響もあり、前期と比較しますと売上が減少しておりますが、20代から40代の女性向けの「ベリーズ文庫」は読者から安定的な支持を得て売上が増加しております。また、電子書籍の売上も前期と比較して伸長しております。12月末には、男女問わずより幅広い年齢層に向けた作品を発行する文庫レーベル「スターツ出版文庫」を創刊し、翌事業年度に向けて新たな読者の開拓にも注力しております。

このような営業活動の結果、投稿コンテンツドメインの売上高は６億84百万円（前期比4.3％減）、営業利益は１億１百万円（前期比2.3％減）となりました。

＜地域密着ドメイン＞

地域密着ドメインにおきましては、地域に密着して信頼の輪を広げ、地域の活性化に貢献することを事業の目的とし、地域密着型フリーペーパー「アエルデ」の広告掲載営業活動と企業の販促物の制作請負を行う事業を継続的に展開してまいりました。「アエルデ」においては、飲食店等の広

告を掲載する広告営業活動を継続的に行っております。当事業年度におきましては、９月に大幅な誌面のリニューアルを行うなどの施策を実施いたしましたが、紙クーポン広告市場の縮小とスマートフォンの普及による他社の予約サイトとの競争の激化により、前期と比較して売上利益ともに減少しております。

このような営業活動の結果、地域密着ドメインの売上高は４億51百万円（前期比7.5％減）、営業利益は12百万円（前期比58.2％減）となりました。

○事業セグメント別売上高

部門区別	売上高（百万円）	構成比（％）
東京マーケティングドメイン	2,954	72.3
投稿コンテンツドメイン	684	16.7
地域密着ドメイン	451	11.0

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は150百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ 有形固定資産

パソコン・サーバー等……９百万円

ロ 無形固定資産

オズモールコンテンツ運営のための
ソフトウエア……135百万円

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 30 期 (平成24年12月期)	第 31 期 (平成25年12月期)	第 32 期 (平成26年12月期)	第 33 期 【当事業年度】 (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	4,277,648	4,370,547	4,163,857	4,090,643
経 常 利 益(千円)	427,052	497,626	301,047	269,786
当 期 純 利 益(千円)	261,200	280,079	183,427	160,004
１株当たり当期純利益(円)	13,604.20	145.87	95.54	83.34
総　資　産(千円)	3,356,522	3,696,639	4,042,934	4,386,716
純　資　産(千円)	2,772,515	3,002,768	3,333,232	3,566,070
１株当たり純資産額(円)	144,401.85	1,563.94	1,736.13	1,857.40

(注) 1．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出しております。

2．当社は平成26年１月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。そのため第３１期期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はスターツコーポレーション株式会社で、同社は当社の株式932,800株（議決権比率48.6％）を保有いたしております。

当社は同社より広告制作物等の制作請負をしております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主の保護のため、当

該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社の事業は、出版、インターネット、そしてフリーペーパー業という多様な事業特性を有しております。出版業界の今後の見通しといたしましては、メディアの多様化や一般消費者の多様な嗜好性を反映し、緩やかなマイナス成長が予想されております。特に雑誌マーケットは消費者が趣味嗜好に合致したものだけを求める傾向がより顕著になってきており、メディアごとの淘汰及びセグメント化がより顕著に進むものと予想されます。そのような状況の中で、当社といたしましては、多様化するユーザーの嗜好にあった的確なマーケティング及び明確なターゲティングによる商品開発が必要であると考えております。

書籍におきましては読者の嗜好性にあわせた発行が不可欠と考え、ウエブサイトを利用した徹底的なマーケティングの強化が必要と考えております。

ネットビジネスの領域におきましては出版業とは別のフィールドにおける企業間での競合が激しくなってきており、他社サービスとの差別化が必要であります。当社は出版社ならではの強みを活かしたウエブコンテンツの開発や、スマートフォンなどのモバイルメディアと連動した商品の開発が重要な課題であると認識しております。

組織面におきましては、人材の育成、社内教育の充実、情報の共有、知識の蓄積、そして個人情報の保護も含めた情報管理やＩＴに関するセキュリティ対策の徹底も重要であると認識しており、その対応も行っております。

⑸ 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

部門区別	主要製品
東京マーケティングドメイン	東京圏を中心としたウエブサイトの運営、有料雑誌、無料雑誌の企画発行及び販売とこれらに伴うイベント運営
投稿コンテンツドメイン	小説投稿サイトの運営及び書籍の発行
地域密着ドメイン	地域密着型の無料情報誌の企画発行及び販促物等の制作請負

⑹ 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

東京マーケティングドメイン 投稿コンテンツドメイン	東京都中央区京橋
地域密着ドメイン	東京都江戸川区東葛西
自社撮影スタジオ	東京都中央区日本橋蛎殻町

⑺ 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

区　　分	使用人数（名）	前事業年度末比増減
東京マーケティングドメイン	140　(7) 名	9名増
投稿コンテンツドメイン	14　(1) 名	1名増
地域密着ドメイン	15　(1) 名	1名増
管理部門	23　(0) 名	1名減
合　　計	192　(9) 名	10名増

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成27年12月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　2,080,000株

⑵ 発行済株式の総数　1,920,000株

⑶ 株主数　342名（前事業年度末比62名減）

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
スターツコーポレーション株式会社	932,800株	48.59%
スターツアメニティー株式会社	448,000	23.33
株式会社ウィーブ	80,000	4.17
スターツ出版従業員持株会	60,900	3.17
村石久二	52,000	2.71
株式会社資生堂	48,000	2.50
中台恒次	26,000	1.35
スターツ商事株式会社	24,800	1.29
MSIP CLIENT SECURITIES（ﾓﾙｶﾞﾝ・ｽﾀﾝﾚｰMUFG証券）	23,100	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,800	0.93
（注）持株比率は自己株式（78株）を控除して計算しております。		

3．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊地修一	投稿コンテンツ部門、販売部門、アエルデ部門担当役員
取締役	横山了士	メディアプランニング部門、雑誌編集部門担当役員 ㈱スターツツーリスト 取締役
取締役	若林亜樹	オズモール部門担当役員
取締役	金子弘	管理部門担当役員
取締役	村石久二	スターツコーポレーション㈱代表取締役会長兼グループＣＥＯ
常勤監査役	菊地正矩	
監査役	村松久行	スターツコーポレーション㈱執行役員 ピタットハウスネットワーク㈱ 監査役 ㈱スターツ総合研究所 監査役 スターツ証券㈱監査役
監査役	直井保	スターツコーポレーション㈱ 取締役
監査役	根本誠	

（注）１．監査役菊地正矩氏、村松久行氏、直井保氏及び根本誠氏の４氏は社外監査役であります。

２．監査役村松久行氏はスターツコーポレーション㈱の経理・財務部門において長年の経験を有し、決算手続並びに財務諸表の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．当社は根本誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役分）	6名 （－名）	29,565千円 （－千円）
監査役 （うち社外監査役分）	4名 （4名）	3,788千円 （3,788千円）
合計 （うち社外役員分）	10名 （4名）	33,353千円 （3,788千円）

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与が含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成11年３月29日開催の第16期定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成11年３月29日開催の第16期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役 村松久行氏は、スターツコーポレーション株式会社の執行役員であり、ピタットハウスネットワーク株式会社、株式会社スターツ総合研究所並びに、スターツ証券株式会社の監査役であります。なお、スターツコーポレーション株式会社は当社の議決権を48.6％保有する親会社であり、当社との間に広告制作物の請負などの取引関係があります。ピタットハウスネットワーク株式会社、株式会社スターツ総合研究所、スターツ証券株式会社は当社の親会社の子会社であり、ピタットハウスネットワーク株式会社は当社が13.5％の議決権を保有する会社であります。

・監査役 直井保氏は、スターツコーポレーション株式会社の取締役であります。なお、スターツコーポレーション株式会社は当社の議決権を48.6％保有する親会社であり、当社との間に広告制作物の請負などの取引関係があります。

② 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額

当社親会社及び当社親会社の子会社から当事業年度において、役員として受けた報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）は、6,500千円であります。

③　当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
監査役　菊地正矩	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。菊地氏は業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議などに適宜質問・助言を行っております。また、監査法人とも年に数回面談を行っており、会計上の手続きや、懸案事項などの情報交換を行っております。
監査役　村松久行	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。村松氏は長年に亘る経理財務業務の経験を踏まえての視点で、議案・審議において適宜質問・助言を行っております。
監査役　直井　保	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。直井氏はコンプライアンス関係の豊富な経験と見地から、議案・審議において適宜質問・助言を行っております。
監査役　根本　誠	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。根本氏は金融機関における幅広い業務経験及び経営者としての豊富な経験から、議案・審議において適宜質問・助言を行っております。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日においては社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正や社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に務めましたところ適任者を選任することができましたので、平成28年３月25日開催予定の第33期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4．会計監査人の状況

⑴ 名称　　監査法人日本橋事務所

⑵ 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　10,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　10,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は、スターツグループの企業理念「人が、心が、すべて」の企業理念、内部規程、あるいは関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、管

理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行っております。また、当社の代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としております。内部監査室は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。また、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録し保存、管理しております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定や研修の実施、マニュアルの作成などを行っております。管理部は当社全体のリスクを総括的に管理するものとしております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会のほか必要に応じて経営陣によるミーティングを月４回のペースで開催しております。また、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めております。また、取締役会の業務執行の効率化を図るため、以下の体制を整備しています。

① 職務権限・意思決定ルールの策定
② 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業毎の業績目標の設定と月次・四半期業績管理の実施
③ 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
④ 週１回の主要取締役と主要部長による経営会議の開催

⑸ 会社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社およびグループ各社とともにスターツグループ全体としての内部統制の構築を図っております。業務執行の状況について、管理部、内部監査室等の各部は、関係会社に損失の危険が発生し各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保しております。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査役、親会社社長等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施の支援、助言等を行い効的かつ適正に行えるよう、

緊密な連携体制を構築しております。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとします。

当該職員の人事異動については、監査役会の同意を得るものとする。

⑺　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の役職員は、監査役会の定めるところに従い、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を要請に応じて報告及び情報提供を行います。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法とします。

監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社役職員に周知徹底する。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、効果的な監査業務の遂行を図ってまいります。

⑼　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況としては

①　当社はスターツグループとともに【行動規範ハンドブック】が社員全員に配布されており、そのハンドブックにおいて反社会的勢力に対する行動規範が記載されており、社員はその事項を遵守することを周知、徹底されております。

②　当社では総務部を反社会的勢力の対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。また、総務部に不当要求防止責任者を配置しております。また、同時に親会社のスターツコーポレーション内にあるリスクマネジメント部とも連携を図っております。

③　当社では反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察や顧問弁護士等の外部専門機関との連携をとっております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①重要な会議の開催状況

取締役会は17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。また、取締役会とは別に経営陣によるミーティングを月４回のペースで開催し、迅速な情報共有により効率的な業務執行を図りました。

当社の経営方針、業務推進状況等は毎月社員全員の出席のもと開催される全体会議にて周知徹底、共有してまいりました。

②監査役の職務遂行について

常勤監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、全体会議等に出席し、業務遂行が適切になされているかを確認し、監査役会にて情報を提供しております。なお、監査役会は14回開催しております。

監査役会と代表取締役社長との意見交換会を11回開催し、監査の実施状況・改善策等について意見を共有いたしました。

会計監査人と定期的に打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行ってまいりました。

③情報セキュリティ監査の実施について

情報セキュリティに関する監査を実施し、情報セキュリティに関するマネジメント体制およびその運用状況を確認いたしました。

④主な教育、研修の実施について

社員全員が社内規程を常時参照できる状況を維持するとともに、コンプライアンスに関するＥラーニングを定期的に実施し、周知徹底を図っております。また、スターツグループの従業員の行動指針である【行動規範ハンドブック】を社員全員に配布しております。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識し、経営体質を強化するために必要な内部留保と成果配分とのバランスを勘案しながら業績に裏付けされた安定配当を継続していくことを基本方針としております。当社は、基本的に期末配当として年一回の剰余金の配当を行うことを基本方針としていますが、会社の業績や内部留保とのバランスを鑑みて中間配当を実施することも可能であります。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり30円の配当を実施する予定です。今後につきましても引き続き長期に亘った安定配当を継続していく方針であります。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	3,340,601	流動負債	615,036
現金及び預金	1,237,814	買掛金	241,958
売掛金	1,309,736	未払金	40,188
製品	26,278	未払費用	24,717
仕掛品	19,924	未払法人税等	63,020
前払費用	34,289	未払消費税等	27,276
関係会社預け金	800,000	未払事業所税	3,782
繰延税金資産	40,543	前受金	24,065
その他	359	預り金	36,010
返品債権特別勘定	△125,585	賞与引当金	18,300
貸倒引当金	△2,759	返品調整引当金	103,061
固定資産	1,046,115	ポイント引当金	32,655
有形固定資産	37,356	固定負債	205,608
建物	16,906	繰延税金負債	146,498
工具器具備品	20,450	退職給付引当金	14,310
無形固定資産	322,912	役員退職慰労引当金	44,800
ソフトウエア	316,579	負債合計	820,645
その他	6,332	純資産の部	
投資その他の資産	685,846	株主資本	3,226,749
親会社株式	509,010	資本金	540,875
投資有価証券	59,383	資本剰余金	536,125
差入保証金	98,779	資本準備金	536,125
供託金	12,717	利益剰余金	2,149,939
破産更生債権等	21,423	利益準備金	540
その他	2,736	その他利益剰余金	2,149,399
貸倒引当金	△18,203	繰越利益剰余金	2,149,399
		自己株式	△189
		評価・換算差額等	339,320
		その他有価証券評価差額金	339,320
		純資産合計	3,566,070
資産合計	4,386,716	負債・純資産合計	4,386,716

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		4,090,643
売　上　原　価		2,809,279
売　上　総　利　益		1,281,364
販売費及び一般管理費		1,064,883
営　業　利　益		216,480
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	43,293	
そ　の　他	11,714	55,008
営　業　外　費　用		
雑　損　失	1,669	
為　替　差　損	32	1,702
経　常　利　益		269,786
特　別　損　失		
固定資産除却損	3,429	3,429
税引前当期純利益		266,357
法人税、住民税及び事業税	120,264	
法　人　税　等　調　整　額	△13,911	106,352
当　期　純　利　益		160,004

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成２７年１月１日残高	540,875	536,125	536,125	540	2,038,970	2,039,510	△189	3,116,320
会計方針の変更による累積的影響額					8,022	8,022		8,022
会計方針の変更を反映した当期首残高	540,875	536,125	536,125	540	2,046,993	2,047,533	△189	3,124,343
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△57,597	△57,597		△57,597
当期純利益					160,004	160,004		160,004
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	102,406	102,406	―	102,406
平成２７年１２月３１日残高	540,875	536,125	536,125	540	2,149,399	2,149,939	△189	3,226,749

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成２７年１月１日残高	216,911	216,911	3,333,232
会計方針の変更による累積的影響額			8,022
会計方針の変更を反映した当期首残高	216,911	216,911	3,341,254
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△57,597
当期純利益			160,004
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	122,408	122,408	122,408
事業年度中の変動額合計	122,408	122,408	224,815
平成２７年１２月３１日残高	339,320	339,320	3,566,070

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

②　たな卸資産

・製品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　定率法によっております。

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により、貸倒懸念債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③　退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

ア　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。

イ　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年

度から費用処理しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法について、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が12,465千円減少し、利益剰余金が8,022千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

④ 返品調整引当金

返品調整引当金は製品(書籍等)の返品による損失に備えるため、書籍等の出版事業に係る売掛金残高に一定期間の返品率及び売買利益率を乗じた額を計上しております。

⑤ 返品債権特別勘定

返品債権特別勘定は製品(雑誌)の返品による損失に備えるため、雑誌(定期刊行物)の出版事業に係る売掛金残高に一定期間の返品率を乗じた額を計上しております。

⑥ ポイント引当金

将来の「ＯＺポイント」の使用による費用発生に備えるため、ポイント使用実績率に基づき次期以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。

⑦　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内部規程に基づく期末要支給額を計上しております。

（追加情報）

当社は、平成27年３月４日開催の取締役会において、役員の退職慰労金の支出に備えて役員退職慰労金規程の制定を決議いたしました。これに伴い、当該規程に基づく要支給額について、当事業年度に販売費及び一般管理費として役員退職慰労引当金繰入額を44,800千円計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額	162,601千円
⑵　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
①　短期金銭債権	101,817千円
②　短期金銭債務	6,391千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

⑴　営業取引による取引高	
①　売上高	327,665千円
②　販売費及び一般管理費	20,488千円
⑵　営業取引以外の取引高	
①　受取利息	4,000千円
②　受取配当金	9,530千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　1,920,000株

⑵　当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　78株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

平成27年３月26日開催第32期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　57,597千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　平成26年12月31日
・効力発生日　平成27年 3月27日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年３月25日開催予定の第33期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　57,597千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　平成27年12月31日
・効力発生日　平成28年 3月28日

5．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金超過額	6,521千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,627千円
返品調整引当金超過額	12,275千円
ポイント引当金超過額	11,638千円
役員退職慰労引当金超過額	14,478千円
未払事業税	4,948千円
その他	2,272千円
繰延税金資産合計	56,759千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△162,714千円
繰延税金負債合計	△162,714千円
繰延税金資産純額	△105,955千円

⑵　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が交付され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び事業税率の段階的な引き下げが行わ

れることとなりました。これに伴い、平成28年１月１日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.6％から33.1％となります。また、平成29年１月１日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.6％から32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が13,956千円減少し、その他有価証券評価差額金が16,553千円、法人税等調整額が2,596千円それぞれ増加しております。

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社における取組方針は、資金の内、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程で制限しております。また運用の原則として元本の安全性の高い方法を採用しており、主に現預金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲で限定するとともに、信用取引、債権先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,237,814	1,237,814	－
②売掛金	1,309,736		
返品債権特別勘定	△125,585		
貸倒引当金	△2,759		
	1,181,392	1,181,392	－
③関係会社預け金	800,000	800,000	－
④親会社株式			
その他有価証券	509,010	509,010	－
⑤投資有価証券			
その他有価証券	45,883	45,883	－
⑥破産更生債権等	21,423		
貸倒引当金	△18,203		－
	3,220	3,220	
資産計	3,777,318	3,777,318	－
買掛金	241,958	241,958	－
負債計	241,958	241,958	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金、③関係会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④親会社株式、⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑥破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等により時価を算定しております。

負債

買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券非上場株式	13,500
差入保証金	98,779

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	スターツコーポレーション㈱	11,039,484	持株会社	(被所有) 直接48.6% 間接28.8%	制作物販売 広告宣伝 役員の兼任	製品販売 受取利息	299,905 4,000	売掛金 預け金 親会社株式	93,214 800,000 509,010

(2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピタットハウスネットワーク㈱	100,000	コンサルティング事業	(所有) 直接13.5%	制作物販売 役員の兼任	配当金の受取	28,566	－	－
同一の親会社を持つ会社	㈱スターツツーリスト	192,000	旅行業	－	広告の受注 役員の兼任	広告販売	282,845	売掛金	83,636

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の会社との取引に関しましては、価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,857円40銭

(2) 1株当たり当期純利益　83円34銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月19日

スターツ出版株式会社
　取締役会　御中

監査法人　日本橋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木下雅彦　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　矢島賢一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターツ出版株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との利益相反行為について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月22日

スターツ出版株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	菊地正矩	㊞
社外監査役	村松久行	㊞
社外監査役	直井保	㊞
社外監査役	根本誠	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第33期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は57,597,660円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年３月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役　菊地修一、横山了士、若林亜樹、金子弘及び村石久二の各氏が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため社外取締役１名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	菊地修一（きくちしゅういち） （昭和35年４月22日）	昭和59年４月　㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）入社 平成13年４月　同社住宅情報編集長に就任 平成15年11月　当社 入社 事業企画部長に就任 平成16年３月　当社代表取締役社長に就任（現任）	株 3,100
2	横山了士（よこやまりょうじ） （昭和43年８月31日）	平成３年４月　スターツ㈱（現スターツコーポレーション㈱）入社 平成11年12月　当社 入社 平成12年３月　当社取締役に就任 平成16年４月　当社取締役編集部長に就任 平成17年３月　当社取締役マーケティング室長に就任 平成18年３月　当社取締役メトロメディア事業推進部長に就任 平成20年３月　当社取締役広告部長に就任 平成22年４月　当社取締役（メディアプランニング部門、雑誌編集部門担当役員）に就任（現任） 平成27年６月　㈱スターツツーリスト取締役に就任（現任）	3,600
3	若林亜樹（わかばやしあき） （昭和42年２月28日）	平成元年４月　スターツ㈱（現スターツコーポレーション㈱）入社 平成11年12月　当社 入社 平成15年８月　当社オズモール推進部長に就任 平成18年４月　当社執行役員オズモール推進部長に就任 平成22年３月　当社取締役（オズモール部門担当役員）に就任（現任）	5,700

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	金子 弘（かねこ ひろし） （昭和40年12月28日）	平成元年４月　スターツ㈱（現スターツコーポレーション㈱）入社 平成12年11月　当社 入社 平成14年４月　当社総務人事部長に就任 平成18年４月　当社執行役員総務人事部長に就任 平成22年４月　当社執行役員管理部長に就任 平成25年５月　スターツコーポレーション㈱ 入社 平成27年１月　当社執行役員管理部長に就任 平成27年３月　当社取締役管理部長に就任（現任）	株 300
5	村石 久二（むらいし ひさじ） （昭和19年９月30日）	昭和44年３月　千曲不動産創業 昭和47年９月　千曲不動産㈱（現スターツコーポレーション㈱）設立 代表取締役社長に就任 昭和58年３月　千曲出版㈱設立（現スターツ出版㈱） 代表取締役社長に就任 平成12年５月　スターツ㈱（現スターツコーポレーション㈱）代表取締役会長兼グループＣＥＯに就任（現任） 平成12年10月　当社代表取締役会長に就任 平成14年３月　当社取締役に就任（現任）	52,000
6※	福田 峰夫（ふくだ みねお） （昭和26年11月４日）	昭和50年４月　㈱日本リクルートセンター（現 ㈱リクルートホールディングス）入社 平成11年６月　同社 常務取締役に就任 平成14年６月　㈱角川書店 代表取締役社長に就任 平成15年４月　㈱角川ホールディングス専務取締役兼ＣＯＯに就任 平成18年６月　㈱ジュピターテレコム 代表取締役副社長に就任 平成23年３月　同社 専務取締役に就任 平成25年10月　同社 特別顧問に就任 平成26年３月　同社 特別顧問　退任	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．※は新任の取締役候補者であります。
３．福田峰夫氏は社外取締役候補者であります。
４．福田峰夫氏を社外取締役候補者とした理由は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5．福田峰夫氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役　菊地正矩、村松久行、直井保及び根本誠の各氏が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	菊地正矩（きくち まさのり） （昭和24年11月25日）	昭和49年２月　千代田ビル管理㈱（現スターツファシリティーサービス㈱）入社 平成３年４月　同社取締役に就任 平成14年６月　同社代表取締役副社長に就任 平成15年10月　同社代表取締役社長に就任 平成18年11月　同社代表取締役副社長に就任 平成19年４月　千代田管財㈱代表取締役社長に就任 平成25年６月　同社代表取締役社長　退任 平成26年３月　当社監査役に就任（現任）	株 －
2	村松久行（むらまつ ひさゆき） （昭和41年12月19日）	平成元年４月　スターツ㈱（現スターツコーポレーション㈱）入社 平成７年３月　当社監査役に就任（現任） 平成８年９月　㈱スターツ総合研究所監査役に就任（現任） 平成10年４月　㈱住宅流通推進協会（現ピタットハウスネットワーク㈱）監査役に就任（現任） 平成11年11月　スターツ証券㈱監査役に就任（現任） 平成23年６月　スターツコーポレーション㈱執行役員に就任（現任）	－
3	直井保（なおい たもつ） （昭和35年12月11日）	昭和59年４月　千曲不動産㈱（現スターツコーポレーション㈱）入社 平成16年３月　当社監査役に就任 平成23年３月　当社監査役　退任 平成23年６月　スターツコーポレーション㈱業務部コンプライアンス担当執行役員に就任 平成24年３月　当社監査役に就任（現任） 平成24年６月　スターツコーポレーション㈱取締役リスクマネジメント担当に就任（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	根本 誠（ねもと まこと） （昭和25年７月10日）	昭和48年４月　㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成４年４月　同行水天宮支店支店長に就任 平成13年４月　同行横浜中央法人営業部部長に就任 平成16年３月　㈱クオーク取締役人事部長に就任 平成21年４月　㈱セディナ執行役員人事部長に就任 平成22年６月　ライジングキャリア開発㈱代表取締役社長に就任 平成25年６月　同社代表取締役社長　退任 平成26年３月　当社監査役に就任（現任）	株 －

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．菊地正矩氏と根本誠氏は社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由について

（１）菊地正矩氏は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

（２）根本誠氏は、金融機関における幅広い業務経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．菊地正矩氏および根本誠氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年になります。

５．当社は菊地正矩氏および根本誠氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

６．当社は根本誠氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以　上

メ　　モ

第３３期定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区日本橋三丁目４番10号
スターツ八重洲中央ビル　７階　会議室
電話　03－6202－0311

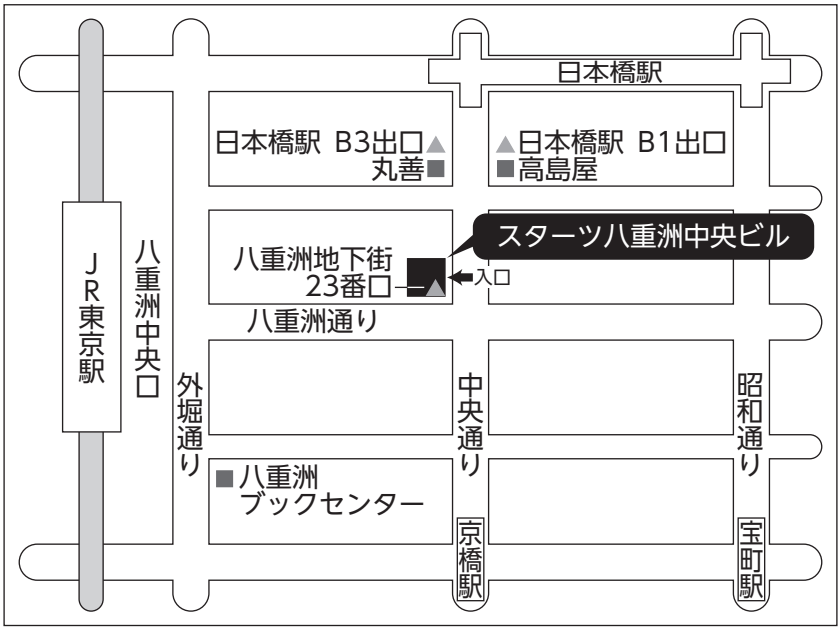

■　最寄駅　ＪＲ東京駅　八重洲中央口より徒歩約５分
東京メトロ銀座線・東西線　日本橋駅　Ｂ３出口より徒歩約３分
（ご注意）
なお、駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。